

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件

佐賀国民年金 事案 450

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 9 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 9 月から 57 年 3 月まで

私が 20 歳の時に、父が市役所で国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料は、母が父に依頼して納付書により、市役所支所、市役所内出張所又は社会保険事務所（当時）の窓口で納付していた。

国民年金の加入手続及び保険料を納付していた父は、既に死亡しており確認することはできないが、納付書が送付されてきたら必ず納付していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の記号番号の前後の被保険者加入年月日により、昭和 59 年 11 月ごろ払い出されたことが推認できるが、手帳記号番号払出時点において、時効により納付できない 57 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料が納付済とされていることがオンライン記録により確認でき、社会保険事務所における申立人の国民年金保険料納付記録の管理が適切に行われていなかったことがうかがわれる。

また、申立期間は 7 か月と短期間であり、申立人は申立期間以外の国民年金加入期間に保険料未納期間がない。

さらに、申立人の父に申立人の国民年金保険料の納付依頼していた申立人の母は、申立期間を含めすべての国民年金加入期間の国民年金保険料を納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

佐賀厚生年金 事案 947

第1 委員会の結論

申立人は、平成 19 年 5 月 2 日に支給された賞与において、20 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を 20 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 5 月 2 日

A社から平成 19 年 5 月 2 日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成 19 年 5 月 2 日に支給された賞与に係る賃金台帳から、申立人は、20 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

佐賀厚生年金 事案 948

第1 委員会の結論

申立人は、平成 19 年 5 月 2 日に支給された賞与において、26 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を 26 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 5 月 2 日

A社から平成 19 年 5 月 2 日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成 19 年 5 月 2 日に支給された賞与に係る賃金台帳から、申立人は、26 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

佐賀厚生年金 事案 949

第1 委員会の結論

申立人は、平成 19 年 5 月 2 日に支給された賞与において、20 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を 20 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 5 月 2 日

A社から平成 19 年 5 月 2 日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成 19 年 5 月 2 日に支給された賞与に係る賃金台帳から、申立人は、20 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

佐賀厚生年金 事案 950

第1 委員会の結論

申立人は、平成 19 年 5 月 2 日に支給された賞与において、20 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を 20 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 5 月 2 日

A社から平成 19 年 5 月 2 日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成 19 年 5 月 2 日に支給された賞与に係る賃金台帳から、申立人は、20 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

佐賀厚生年金 事案 951

第1 委員会の結論

申立人は、平成 19 年 5 月 2 日に支給された賞与において、20 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を 20 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 5 月 2 日

A社から平成 19 年 5 月 2 日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、社会保険庁（当時）には当該賞与に係る記録が無いため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成 19 年 5 月 2 日に支給された賞与に係る賃金台帳から、申立人は、20 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

佐賀厚生年金 事案 952

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和58年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月31日から同年4月1日まで

昭和53年3月25日にA社に入社し、B事業部に配属され、勤務していたところ、昭和58年4月、同社B事業部がC社として独立したため移籍した。勤務内容は変わらず、継続して勤務していたにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録によると、昭和58年3月の厚生年金保険の記録が未加入とされているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、申立人の同社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日について、本来、昭和58年4月1日とすべきところを誤って同年3月31日として社会保険事務所（当時）に届出を行ったとしている上、同社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届確認通知書の備考欄には、申立人に係る資格喪失事由が「転勤」と記載されている。

また、A社は、「会社の給与締切日は毎月20日で給与支払日は当月28日であり、社員が3月31日に退職した場合、3月分の給与から当月分の厚生年金保険料を控除している。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和58年2月のオンライン記録から16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、本来、申立人に係る被保険者資格喪失届を昭和 58 年 4 月 1 日付けとしなければならなかったところ、誤って同年 3 月 31 日付けとして行ったとしており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

佐賀国民年金 事案 451

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年12月まで

昭和36年4月から37年12月までの期間は国民年金の未加入期間となっているが、申立期間当時、居住していた地区婦人会による国民年金の集金が行われ、毎月、婦人会の役員を通じて保険料を納付していた。

申立期間について、国民年金の未加入期間とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の同記号番号前後の任意加入被保険者の加入年月日から、昭和51年2月に払い出されていることが推認できるところ、申立期間当時、申立人の夫は厚生年金保険の被保険者であり、妻である申立人は国民年金の任意加入対象者となるため、申立期間はさかのぼって国民年金の被保険者となることはできず、保険料を納付できない期間であり、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年7月から50年3月までの期間、62年11月から63年3月までの期間、平成元年3月、元年6月から同年9月までの期間、5年4月及び同年5月、5年8月、7年9月、8年5月、8年9月、8年11月、9年1月、9年4月、9年6月、9年8月、9年12月から10年5月までの期間、10年9月、10年12月から11年4月までの期間、11年8月、12年7月及び同年8月、12年12月から13年6月までの期間、13年8月、13年11月から14年2月までの期間、14年4月、14年7月から15年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年7月から50年3月まで
② 昭和62年11月から63年3月まで
③ 平成元年3月
④ 平成元年6月から同年9月まで
⑤ 平成5年4月及び同年5月
⑥ 平成5年8月
⑦ 平成7年9月
⑧ 平成8年5月
⑨ 平成8年9月
⑩ 平成8年11月
⑪ 平成9年1月
⑫ 平成9年4月
⑬ 平成9年6月
⑭ 平成9年8月
⑮ 平成9年12月から10年5月まで
⑯ 平成10年9月
⑰ 平成10年12月から11年4月まで
⑱ 平成11年8月
⑲ 平成12年7月及び同年8月
⑳ 平成12年12月から13年6月まで
㉑ 平成13年8月
㉒ 平成13年11月から14年2月まで

㉓ 平成 14 年 4 月

㉔ 平成 14 年 7 月から 15 年 6 月まで

昭和 44 年 7 月に結婚した時に夫の父親に勧められ国民年金に加入した。結婚前、A 市に住んでいた時、勤めていた B 事業所の経営者が給料から国民年金保険料を引き落として納付してくれていた。

結婚後、C 市で独立開業してからは、私の義父が私の国民年金保険料を夫の分と一緒に納付してくれていたため、売上金から国民年金保険料分を義父に渡していた。

平成 3 年に義父が死亡してからは、金融機関の職員が、毎日、売り上げの集金に来ていたので、毎月、税金と一緒に自分が国民年金保険料を金融機関の窓口で納付していた。

申立期間の国民年金保険料を納付していたことを憶えているのに、社会保険庁（当時）の記録では、申立期間が未納期間とされていることに納得がいかない。

第 3 委員会判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により昭和 50 年 10 月に払い出されたことが推認でき、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、申立期間①のうち、昭和 38 年 7 月から 48 年 6 月までの期間は時効により国民年金保険料が納付できない期間であり、48 年 7 月から 50 年 3 月までの期間は過年度納付によらなければ納付できない期間であるが、申立人は申立期間①の国民年金保険料を過年度納付及び特例納付で納付したとは申し立てておらず、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間①から④までについては、申立人は申立期間の国民年金保険料納付に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の勤務先の B 事業所の経営者及び申立人の義父は既に死亡し、国民年金保険料の納付に関する供述が得られないため、申立期間の納付状況が不明である。

さらに、申立期間⑤から②までについては、申立人自らが保険料を金融機関の窓口で毎月納付していたと申し立てているが、申立期間は 20 期間に及ぶ上、各申立期間も近接しており、C 市及び社会保険事務所（当時）がこれだけの回数事務処理を続けて誤ることは考え難い。

加えて、申立人は、昭和 44 年に結婚した時に国民年金に加入したと申し立てているが、結婚前である 38 年 7 月から国民年金保険料を納付していたとする主張に不自然な点が見受けられる上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

佐賀国民年金 事案 453

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月から52年12月まで
社会保険庁(当時)の記録では、30歳ごろから国民年金保険料を納付したことになっているが、昭和46年ごろ、親に勧められ何年分かの国民年金保険料を一括して2万円から3万円程度支払った記憶がある。申立期間について保険料を納付したのに、国民年金保険料の未納期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和52年5月に払い出されていることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間は、125か月と長期間であるとともに、申立期間の大半は、昭和52年5月の国民年金手帳記号番号払出後、第3回特例納付によらなければ納付できない期間であるが、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間に係る特例納付保険料額と大きく相違する。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 953

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月 1 日から同年 12 月ごろまで

昭和 37 年 9 月 9 日から 39 年 12 月ごろまでの間、A 市内にある B 社に勤務したにもかかわらず、社会保険事務所(当時)の記録では、同社での資格喪失が 39 年 2 月 1 日とされていた。東京オリンピック(昭和 39 年 10 月に開催)を A 市内でテレビ観戦した記憶があり、A 市の祭り(10 月)に妹を案内したことを覚えているので、申立期間は間違いなく A 市に居住し、同社に勤務していた。同社退職後は、C 市の実家に戻り、昭和 40 年 1 月か 2 月ごろから伯父が経営する D 社に勤務した。

B 社では、仕事の内容や勤務形態が変更になった記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が B 社在職中の昭和 39 年 10 月に妹を A 市の祭りに案内したこと、及び同社退職後に間を空けず D 社に就職したことの記憶から、同年 12 月ごろまで B 社に勤務したと申し立てているが、同年 4 月に同社を退職した同僚は、「申立人の方が自分より先に退社して実家に帰ったと思う。」と供述していること、及び申立人が記憶する別の同僚は、「申立人の退社時期については分からない。」と供述していることから、申立人の退社時期を特定することができない。

また、B 社の事業主、事務担当者及び申立人を同社に紹介したと申立人が説明する同僚は、いずれも死亡しているため、申立期間における申立人の勤務実態及び保険料控除について供述を得ることができない。

さらに、B 社は既に廃業しており、人事記録、賃金台帳等申立人の申立期間に係る勤務状況を確認できる資料は残っていない上、同社に係る健康保険

厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和 37 年 9 月 9 日資格取得、39 年 2 月 1 日資格喪失とされており、これ以降に申立人が同社において厚生年金保険被保険者資格を再取得したことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 954

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 4 月から 28 年 11 月 1 日まで
昭和 27 年 4 月から 32 年 12 月までの間、A 事業所（現在は、B 事業所）に勤務した。しかし、社会保険庁（当時）の記録では、A 事業所に係る厚生年金保険加入日が昭和 28 年 11 月 1 日とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間中に申立事業所で勤務していた同僚が申立人のことを記憶しており、また、申立人は、「A 事業所に入社して 1 年ほど経過したころ、同僚 C（既に死亡）が A 事業所を退職し、D 市で開業した。」と供述しているところ、昭和 28 年 5 月 20 日に同氏が D 市で E 事業所を開業していることが同事業所のホームページにより確認できる上、申立人は、「自分の次男が昭和 28 年 * 月 * 日に生まれた際は、同僚 C の後任である同僚 F に担当してもらった。」と供述しているなど、申立人の記憶は鮮明であることから、申立人が申立期間において同事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 事業所が保管する社会保険台帳によると、申立人は、昭和 28 年 11 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、32 年 12 月 26 日に資格を喪失していることが確認できるところ、同事業所は、申立期間に係る賃金台帳を保存しておらず、申立人の申立期間に係る保険料の控除については不明としている。

また、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、同事業所は、昭和 23 年 3 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、同年に同事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得した者は 11 人であることが確認できるが、24 年から 28 年 8 月 30 日までの間に被保険者資格を取得した者はみられず、また、28 年 8 月 31 日から申

立人が同事業所に係る被保険者資格を取得した同年 11 月 1 日までの間の加入状況をみると、28 年 8 月 31 日に 2 人、同年 10 月 13 日に 2 人、同年 11 月 1 日に申立人を含む 20 人が新たに被保険者資格を取得していることが確認できるほか、申立人と同じく 28 年 11 月 1 日に同事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚で所在が確認できた 3 人のうち 2 人は、同事業所に係る被保険者資格を取得する以前から同事業所で勤務していたと供述（残りの 1 人は 28 年 11 月に入社と供述）している。

さらに、申立人が記憶する同僚 C の後任である同僚 F は、既に死亡しており、申立人の A 事業所に係る勤務実態等について供述を得ることができず、また、オンライン記録によると、同氏の同事業所に係る厚生年金保険被保険者資格取得日は、申立人と同日の昭和 28 年 11 月 1 日とされており、申立人の次男が生まれた時点（昭和 28 年*月*日）において、同氏は申立人と同じく厚生年金保険に未加入だったことが確認できる。

加えて、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は昭和 28 年 11 月 1 日に同事業所に係る被保険者資格を取得し、32 年 12 月 26 日に資格を喪失したとする記載があり、これ以前に同名簿に申立人の氏名は記載されておらず、整理番号に欠番は無い。

このほか、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。